

平成 23 年 度

事業計画



人間を救うのは、人間だ。

目 次

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成23年度）	2
第1 災害救護体制の充実・強化	4
1 救護班の編成と研修	4
2 救護訓練	4
3 こころのケア研修	5
4 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄	5
5 火災等被災者への救援物資配布と見舞金の贈呈	6
6 義援金の募集	6
7 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化	6
第2 国際活動の充実	7
1 緊急救援・復興支援及び途上国における開発協力	7
2 国際救援要員の養成	7
3 海外救援金の募集	8
4 安否調査	8
第3 医療事業	9
1 病院運営の健全化	9
2 医療提供体制の充実	10
3 患者サービスの向上	11
4 医療社会事業の推進	12
5 訪問看護ステーションの活動	13
第4 看護師の教育	15
1 成田赤十字看護専門学校の運営	15
2 学生の修学支援	15
第5 血液事業	16
1 供給計画	16
2 採血計画	17
3 献血者登録制度の推進	18
4 献血啓発活動	18
5 医薬情報活動の推進	18
6 関連事業への協力	18
第6 健康・安全のための知識と技術の普及	19
1 市民ができる救命・応急処置の普及	19
2 すこやかな高齢期を迎えるための知識や技術の普及	20
3 講習普及にかかる体制の整備・充実	21
4 救急法フェスタの開催	22
5 イベント等における臨時救護	22
第7 赤十字奉仕団による活動	23
1 防災・災害救護活動の体制の充実・強化	23

2	献血推進活動の充実・強化	23
3	学校への支援活動の強化	24
4	地域の高齢者の生活支援や子育て支援活動	24
5	健康で安全な生活を送るための活動	24
6	赤十字施設や他団体等の要請に基づく活動	24
7	赤十字精神の普及と社資募集の取り組み	25
8	研修会の開催	25
9	奉仕団活動の広報強化	26
第8	青少年赤十字の活動	27
1	成長の節目となる宿泊研修の充実	27
2	活動の交流・交歓の場となる「千葉県青少年赤十字のつどい」の開催	28
3	救急法を活用した実践目標「健康・安全」の具体的実践	28
4	実践目標「国際理解・親善」への取り組み	28
5	指導者の指導力の向上と確信を深める取り組み	29
6	豊かな体験の場となる学習と交流	29
7	赤十字奉仕団・地区分区との連携・協力による活動の充実・発展	30
8	青少年赤十字の広報と加盟の呼びかけ	31
第9	義肢製作所の運営	32
1	品質と生産性の向上	32
2	赤十字ならではのサービス活動	32
3	技術の向上	32
4	営業・普及	32
5	見学者や体験学習の積極的な受け入れ	32
第10	赤十字精神と社旨の普及	33
1	赤十字キャンペーン等を通じた広報	33
2	年間を通じた広報・企画	34
3	赤十字社員（個人・法人）の募集	35
4	企業との協働活動の取り組み強化	35
第11	地域における赤十字活動の推進	37
1	地域のニーズをくみ上げた地区分区の活動	37
2	地区分区業務の円滑な推進と交付金の適正管理	37
第12	事業推進のための会議と事業を担う人材の育成	38
1	評議員会	38
2	参与会議	38
3	職員研修の実施	39
第13	収支予算の概要	40
1	一般会計	40
2	医療施設特別会計	42
3	血液事業特別会計	44

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成23年度）



主な取り組みと目指す方向

○大規模・広域災害を想定し、合同災害救護訓練を実施して近隣支部等との相互応援体制の確立を図る。
 ○救護員や奉仕団員、防災ボランティアに対しこころのケア研修を実施して被災者のこころのケアと円滑な救護活動の実施を図る。
 ○支部拠点倉庫(8か所)への救護装備及び救援物資の計画的配備を進める。
 ○防災ボランティア地区協議会の設置と奉仕団・防災ボランティアの円滑な協力体制を図るため、顔の見える関係づくりに取り組む。

○カンボジア義肢供給支援・地雷犠牲者救援支援・パキスタン紛争犠牲者支援事業に対して資金援助を行う。
 ○ネパール及びバングラデシュ青少年教育等支援事業に対して資金援助を行う。
 ○ウガンダ北部地区病院支援事業へ医師1名を要員として派遣する。
 ○人的支援に貢献するため職員に国際救護基礎研修(e-ラーニング)受講を促すとともに、国際医療拠点病院等が主催する研修会に参加させ国際救護要員を養成する。
 ○海外救護金の募集

○経営の安定化と人材の確保と定着
 ○高度医療の充実と救急医療の強化
 ○「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療提供
 ○医療救護活動への即応体制強化と保健衛生活動による健康増進活動
 ○「地域に根ざした訪問看護」の実践

○災害救護、国際救護活動など広く社会に貢献できる赤十字看護師の養成を目指す。
 ○成田赤十字看護専門学校及び日本赤十字看護大学の学生に対する奨学金制度により赤十字看護師をめざす学生の修学を支援する。

○安全性の高い輸血用血液の供給
 ○成分献血及び400mL献血の推進
 ○献血者登録制度の推進
 ○献血啓発活動の強化

○身近な地域での講習開催の促進と普及モデル地区の取り組みを通じて救急法及び幼児安全法を重点的に普及する。
 ○高齢者の介護や自立に役立つ知識・技術を普及する健康生活支援講習を受講者のニーズに応じたプログラムで取り組む。
 ○救急法フェスタを開催して子どもから大人までが一堂に会し、救急法普及、技術の習得・向上を目指す。
 ○講習普及の主たる担い手であるボランティア指導員(奉仕団員)の養成を計画的に進め、指導体制の強化を図る。
 ○地域での講習開催を促進するため資機材を整備して貸し出しの利便性を向上させる。

○奉仕団が防災・災害救護活動に参加する意義と役割、求められる活動分野を奉仕団員一人ひとりが理解し行動できる研修・訓練を実施する。
 ○全国統一活動である献血推進活動をより強化する。特に若者への働きかけに努める。
 ○地域の学校との関係を緊密にして学校への支援活動を強化する。
 ○奉仕団自らが救急法等の知識・技術を身につけ、指導員またはその補助者となって広く市民に普及するための活動に取り組む。
 ○地域での奉仕活動を通じて赤十字を広く市民に紹介する場を創意工夫して展開する。また、地元企業や商店等を訪問して赤十字活動への協力を呼びかける。
 ○活動の中核となるリーダーを計画的に養成するため系統的な研修を充実する。

○夏のリーダーシップ・トレーニング・センター(小中高別に地区ごとに開催)、冬のスタディー・センター(小中高合同で開催)の充実を図る。
 ○救急法を活用して実践目標「健康・安全」に具体的に取り組む。
 ○バングラデシュへのメンバー派遣や一円玉募金活動を通じて実践目標「国際理解・親善」に具体的に取り組む。
 ○赤十字施設での職場見学・体験学習、国際人道法の学習、佐賀県・熊本県及び福井県へのメンバーの派遣等を通じて豊かな体験の場となる学習と交流・交歓を促進する。
 ○青少年赤十字の豊富な教育実践を学校現場で問題に直面している若い教師等に伝える実践的なセミナーを新たに開催する。
 ○奉仕団・地区区分区との連携・協力による活動の充実と加盟促進に取り組む。

○品質と生産性の向上、義肢装具士の技術の向上を図り、利用者に安心・信頼されるより質の高い製品の提供に努める。
 ○高齢等により来所の困難な方のために訪問相談を積極的に行い、障害のある方の立場に立ったきめ細かな赤十字ならではのサービス活動に取り組む。
 ○製品説明能力を高め、インフォームドコンセント等により、顧客との信頼関係を構築する営業・普及活動に取り組む。
 ○見学者や中学生の体験学習を積極的に受け入れ、赤十字事業への理解を深めるとともに、障害者理解を広げる人権教育の場としての取り組みを進める。

○赤十字運動月間(5月～6月)、海外たすけあいキャンペーン(12月)を中心に積極的かつ創意工夫を凝らした広報活動に取り組む、赤十字への新たな支援につなげる。
 ○報道機関等への積極的な情報提供により、より多くのパブリシティの確保に努める。
 ○長編アニメ「ジュノー」の上映による国際人道法の普及、「ギャラリー糸杉」の充実に取り組む。
 ○「一人ひとりが赤十字社員に！」の呼びかけのもとに「ワンコイン」500円「社員」の拡大を図る。
 ○企業の社会貢献マインドの受け皿となれるよう、そのマッチングに視点をすえた赤十字と企業とのパートナーシップの構築に努める。

○地域のニーズをくみ上げ、目に見える赤十字活動が実施されるよう地区区分区活動の事例等を収集・紹介し、取り組みへの環境を整える。
 ○地区区分区は業務の自己点検を実施し、支部は地区区分区業務の実情や意見・要望を实地に把握して支部と地区区分区との連絡体制の充実を図る。

第1 災害救護体制の充実・強化

日本赤十字社の災害救護業務は、医療救護、救援物資の備蓄・配分、災害時の血液製剤の供給、義援金の受付・配分など、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施することとされている。

災害時にこれらの業務が円滑に行えるよう、千葉県支部では、近い将来、発生が予測され、県内に大きな影響を及ぼす可能性のある東京湾北部地震や千葉県東方沖地震、三浦半島断層群地震などの大規模災害に備え、平成22年度に「日本赤十字社千葉県支部防災業務計画」の見直しを行った。

平成23年度は、この計画に沿って見直し作成した「災害時活動マニュアル」に基づき、救護要員に対する訓練と研修の実施、救護資機材や救援物資の整備と充実、防災ボランティア体制の強化を図るなど、有事に備える。

併せて、現在、日本赤十字社が対応計画の策定を進めている東海地震や首都直下地震への対応についても関係者の理解と協力を求め取り組む。

また、平成22年度に海上災害時の救護活動や地域の防災力向上等のための連携・協力の業務協定を締結した千葉海上保安部と平時の関係を強める。

1 救護班の編成と研修

被災地における医療救護を実施する救護班を編成し、引き続き成田赤十字病院に12個班、血液センターに2個班を常備する。救護要員となる職員を対象に研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識と技術の向上を図る。

- 救護要員研修会
- 救護看護師養成研修会
- d E R U設置運用研修会
- 救護員指導者研修会
- 日赤DMAT養成研修会

救護班編成	
医師(班長)	1人
看護師長	1人
看護師	2人
薬剤師	1人
主事	2人

2 救護訓練

大規模・広域災害を念頭において、災害発生時に医療救護活動が迅速に行えるように、近接支部等との相互の応援体制の確立のため合同の訓練を実施する。また、県等が実施する合同防災訓練等に参加することにより赤十字が行う災害救護業務への理解を広げる。

- 日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練（新潟県長岡市）
- 日本赤十字社千葉県支部合同災害救護訓練（支部、病院、血液センター）
- 九都県市合同防災訓練（千葉県主催 市川市）
- 九都県市合同防災訓練（千葉市主催 緑区）

○ 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港）

3 こころのケア研修

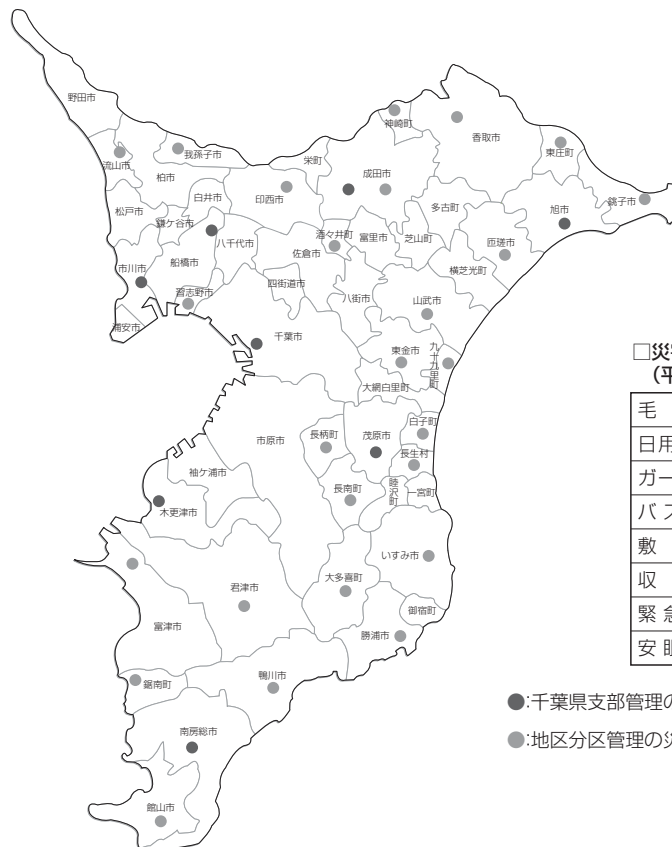
被災者及び救護活動に携わる者自身の「こころのケア」は、救護活動の重要な要素であり、活動が円滑に行えるよう救護要員はもとより奉仕団員や防災ボランティアに対し、こころのケア研修を実施する。

4 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄

(1) 救護活動体制の充実強化のため必要な装備を計画的に整備しているが、平成23年度は、以下を整備する。これらの装備は、8か所の支部拠点倉庫のほか、必要に応じ地区分区倉庫にも配備する。

- d E R Uコンテナ（1基）
- 救急医療用機器（3台）
- 災害用移動炊飯器（10基）
- 災害救援車両（更新11台）
- 発電投光機セット（9基）
- 救護所関連資材
- 災害救援物資等保管倉庫（1基）
- 天幕及び非常用メガホン 他

(2) 災害救援物資については、支部拠点倉庫（8か所）に常備し、被災者への迅速な配布に備える。なお、千葉県生活協同組合連合会と災害時輸送協定を締結しているが、日頃から情報交換に努め、関係を強める。



□ 災害救援物資の備蓄状況
(平成22年12月末現在)

毛	布	23,238 枚
日用品セット		5,410 組
ガーゼセット		7,020 枚
バスタオル		6,340 枚
敷	布	6,160 枚
取 納 袋		1,700 枚
緊急セット		1,194 組
安眠セット		1,467 組

- :千葉県支部管理の災害救援物資備蓄倉庫(8市8棟)
- :地区分区管理の災害救援物資等保管倉庫(26市町村42棟)

(平成22年度末)

5 火災等被災者への救援物資配布と見舞金の贈呈

火災や風水害等による災害発生時には、地区分区を通して毛布や敷布、日用品セットなどの災害救援物資と見舞金を速やかに配分する。

6 義援金の募集

国内において、災害救助法が適用される大規模災害、またはこれに類する災害が発生し、緊急かつ広範囲な救援が必要なときは、義援金の募集を行う。なお、寄せられた義援金は、被災都道府県支部に送金し、関係者で組織する義援金配分委員会を通じて被災者に全額配分する。

7 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化

- (1) 県等の防災計画で期待される赤十字奉仕団それぞれの役割と活動について周知を図り、迅速・円滑に活動が展開できるよう研修・訓練を実施する。
- (2) 防災ボランティアは、7ブロックを単位にその体制の強化を進めている。活動の中核となる地区リーダーの養成を強化するとともに、地域に根ざした活動を展開する体制として市区町村を単位とする協議会設置に引き続き取り組み、平成23年度は新たに5か所の設置を進める。
- (3) 赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力体制が円滑に図られるよう、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む。

千葉県地域防災計画において赤十字奉仕団に期待されている役割

「日本赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配給奉仕・避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の機関とも綿密な連絡に努める。」
(千葉県地域防災計画抜粋)

千葉県赤十字地域奉仕団…	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団…	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等
千葉県赤十字安全奉仕団…	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等
千葉県赤十字看護奉仕団…	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団…	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会…	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団…	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団…	津波又は洪水による溺水者の救助及び応急手当等
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団…	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第2 国際活動の充実

世界各地では、今もなお民族対立や政治経済の混乱などに起因する様々な紛争が生じており、多くの難民や国内避難民が発生している。また、風水害や地震などの自然災害においても多くの被災者が発生している。

このような状況の中、赤十字の国際活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「国際赤十字」という。）の調整のもと世界的なネットワークにより、緊急救援から長期にわたる人道ニーズへの取り組みまで、多岐にわたり行われている。

千葉県支部では、平成23年度も日本赤十字社が行う国際活動に参加して資金援助を行うとともに積極的に国際救援要員の派遣を行う。

1 緊急救援・復興支援及び途上国における開発協力

カンボジアでは、十数年に及んだ内戦により多くの被災者が発生しているため、千葉県支部では平成9年からカンボジア義肢センターの運営費の資金援助を行っており、平成23年度も引き続きこれを行う。

また、パキスタンの内戦による犠牲者支援や、ネパールとバングラデシュの青少年に対する教育や保健・衛生環境の改善のため、平成23年度も引き続き資金援助を行う。

更に、ウガンダ北部地域は、20年間以上にわたる内戦によって、約8万人が犠牲となり、200万人近くの国内避難民が発生した。現在、避難民キャンプから元の居住地への帰還はほぼ終了したものの依然として医療・衛生環境は劣悪であり、特に妊産婦を取り巻く状況は深刻で、支援が求められている。

日本赤十字社は、北部の母子保健の状況改善を目指して2010年1月からウガンダ北部地区病院支援事業を開始しているが、この要請に応え、平成23年4月から半年間の予定で成田赤十字病院の医師1名を派遣し、現地スタッフへの技術指導と住民の医療にあたる。

- (1) カンボジア義肢供給支援／地雷犠牲者救援支援事業（平成9年～）
- (2) パキスタン紛争犠牲者支援事業（平成22年～）
- (3) ネパール青少年教育等支援事業（平成21年～）
- (4) バングラデシュ青少年教育等支援事業（平成22年～）
- (5) ウガンダ北部地区病院支援事業要員派遣（平成23年4月1日～10月18日 約6ヶ月間）

2 国際救援要員の養成

国際医療救援拠点病院*等が主催する各種研修会に職員を参加させ、国際救援要員を育成する。

* 「国際医療救援拠点病院」

医療救援の人的貢献の拡充を図り、長期にわたり国際活動に従事できる人材を確保し、その経験や知識を蓄積し、併せて緊急救援要請にも応えられるよう、本社は、次の赤十字病院を同拠点

病院に指定している。

日本赤十字医療センター、名古屋第二赤十字病院、大阪赤十字病院、日本赤十字和歌山医療センター、熊本赤十字病院

3 海外救援金の募集

(1) 海外たすけあいキャンペーンの実施

日本赤十字社ではNHKと共催で、毎年12月1日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開している。

平成23年度もNHK千葉放送局との協働で地方銀行等の協力を得て義援金の募集を行う。

(2) 海外救援金の募集

海外において、大規模災害や紛争などによる被災者や難民が多数発生し、救援アピールがあった場合は、救援金の受付を行う。寄せられた救援金は、日本赤十字社が国際赤十字と連携して行う救援活動のための経費に全額充当する。

4 安否調査

ジュネーブ条約に基づき、国際赤十字と共同で行方不明者や家族と連絡が取れない人々の所在調査を市区町村の協力のもとに実施する。

第3 医療事業

成田赤十字病院は、支部・施設と連携し、災害救護活動など赤十字本来の使命を果たすよう努めるとともに、*1三次救急やがん治療などの高度医療を担う県北総地域の中核病院として、地元医師会や関係機関との病診及び病病連携を推進し、「こころあたたかい医療」の実践に努め、地域住民に信頼される病院を目指す。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と地域の中核病院としての役割を担っているが、全国的な医師不足の問題が千葉県においても例外ではなく医師の確保の厳しい現状や、高度な医療提供を行うための設備整備など経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

病院運営の健全化に向けては、新5カ年計画を策定し、B S C（バランス・スコアカード）の手法を用い、新たな目標に向け、医療の質と安全の向上と患者サービスの向上を図りながら、より一層の業務の効率的かつ効果的な運営を進める。

(1) 事業目標

ア 1日あたり患者数、年間患者数

入院患者 615人／日、 225,090人／年

外来患者 1,254人／日、 306,000人／年

イ 患者1日1人あたり診療収益

入院診療収益 52,200円

外来診療収益 14,570円

(2) 経営の安定化

病院運営を進めていくうえで、経営の安定化は最も重要な課題であり、その指標として大きな柱である入院患者の増による病床利用率を向上させていくことで、安定的な収益確保を行っていく。

また、今後一層のコスト削減への意識の向上をはかり経費の削減に努める。

(3) 内部システムの強化

部署ごとに業務内容の検証、見直しを継続的に行い、業務の効率化を図ることで費用の削減に繋げる。

また、病院として使用する医事統計、臨床統計などの情報を一元管理することにより、情報の共有化を進め、内部システムの強化を図る。

(4) 人財の確保と定着

病院運営の基盤は人財の確保と定着であり、職員の計画的な採用と個々の知識や技術の向上に向け、積極的に取り組める環境の整備を推進する。

ア 初期臨床研修医内科コースの新設

診療の核となる内科医を確保するにあたり、研修医にとって魅力ある育成プログラムを新たに策定する。

イ 看護師採用の推進

病院看護の基本となる看護師の採用は、医師の確保と同様に重要であることから、積極的に新規採用を進めるとともに、離職防止のための支援体制を強化する。

ウ 専門医の育成

高度な知識と技術をもった専門医を育成するため、資格取得に向けた支援体制を充実させ、次代を担う医師の育成に努める。

エ 認定専門職の資格取得支援と適正な配置

医療業務の細分化が進む中で、医療水準の向上を図るため計画的な育成計画を策定し、各部門のエキスパートを育て有資格者の適正な配置を行う。

(5) 職員満足度の向上

働きがいのある職場作り

一人ひとりの職員が、働きがいを持って日々業務に邁進できるよう、職場環境の改善に積極的に取り組み、魅力ある職場づくりに努める。

2 医療提供体制の充実

国民の医療への関心が高まる中、千葉県保健医療計画でも*2 4 疾病 4 事業などの医療連携体制の構築が進められているが、その計画を具現化した循環型地域医療連携システムが打ち出され、当院も地域の中核病院として、当該計画のシステムに沿った医療提供を行う。

(1) 高度医療の充実

日々、高度化している医療水準に対応すべく、当院も高度で先進的な医療提供を行えるよう努める。

また、地域周産期センターの施設基準を満たせるよう、施設基準取得へのハード、ソフト面の両側面からの準備を行っていき、病院機能の充実を図る。

(2) 救急医療の推進

第三次救急指定病院として、地域の救急医療における役割を果たすべく、他の医療機関では救命が困難な重症患者や、救命のための緊急の処置が必要な患者の受け入れを24時間体制で行う。

また、地域に対し当院の機能及び地域医療連携についての広報を推進し、医療の機能分化についての理解促進を図り、高度急性期医療を担う病院としての体制を維持する。

(3) 安全管理体制の強化

医療事故防止対策に万全を期すとともに、安全な医療を提供するための知識・技術の向上を目的とした研修を継続的に行い、情報の共有を図り事故防止に努める。

また、近年増加傾向にある院内暴力等に対応するため、患者さまや職員の安全を考慮

したセキュリティーマニュアルを作成する。

(4) 地域医療連携の推進

医療提供を行ううえで重要な要素である地域、患者さまのニーズに応えるため、当院の機能と役割が発揮できるよう努め、今後も医師会、歯科医師会との連携を密にし、地域の医療機関等との効果的な連携を推進し、地域医療の充実を図る。

また、*³全県的地域医療連携パスの普及に取り組み、更なる医療連携の効率化を図る。

(5) 医療情報システムの更新による医療提供のIT化

急速に進んでいる医療のIT化に対応するため、新たに導入する電子カルテを始めとする医療情報システムの統合を図り、全てのデータを電子化することによりペーパーレスを基本とした患者情報のIT化を進める。

(6) 健診事業の充実

地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスをを行うなどの健康増進を推進する。

また、本年度は日本ドック学会の人間ドック健診施設機能評価の更新年度であることから、受審準備を万全とし、認定更新を目指す。

3 患者サービスの向上

安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を行う。診療内容、設備、職員の接遇対応や待ち時間等、患者サービスの充実に積極的に取り組んでいくことで、患者満足度の向上を図る。

(1) 予約システムの改善

診療の為の予約、検査の為の予約など病院では様々な予約があり、また電話予約では病院に繋がらないなど、予約に関する苦情も多いことから、予約方法の改善を図る。

(2) 診療後の待ち時間の短縮

患者さまからの苦情のなかで、もっとも不満を感じる「診療後の待ち時間」に対し、待ち時間の更なる短縮のために、事務処理手順などの見直し等により時間短縮への改善を行う。

(3) 職員接遇の向上

これまでに養成した院内接遇インストラクターを中心に院内接遇研修を実施し、職員個々の接遇能力の向上に努める。

4 医療社会事業の推進

国内外での医療救援や保健衛生活動、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、すべての人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(1) 国内外の医療救援活動

日本赤十字社の中でも最も重要な事業の一つである医療救護活動については、当院からも新潟県中越沖地震災害等、数多くの活動に従事してきたが、これらの経験と実績を基に、災害発生時における即応体制を強化する。

また、必要に応じ国際救援要員を派遣するなど、国際活動へ積極的に参加する。

ア 災害救護活動、救護研修会

災害発生に備え、常備救護班12個班、*4 D M A T 2 チームの即応体制及び医療資機材の整備に万全を期す。

また、千葉県を始めとした自治体及び関係機関等が開催する災害救護訓練、防災訓練等に積極的に参加するとともに、当院独自の災害時受入訓練の実施、救護看護師養成研修会やこころのケア研修会を行うなど、救護活動に必要な知識と技術の習得に努める。

イ 国際救援活動

国外で起こっている様々な災害や紛争等に、派遣要請に応じて直ちに職員を派遣できる体制を整備していることから、活動に従事する職員を積極的に派遣する。

また、国際医療救援拠点病院が主催する研修会などの各種研修会への参加を通して、国際的な視野をもった職員を育成し、国際救援要員の充実を図る。

(2) 保健衛生活動

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する各種検診や研修会・講習会、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として、「市民公開講座」を開催し、地元自治体、医師会などと協力して地域の人々への健康増進活動を積極的に行う。

(3) 救急法等講習会の開催

「救急法」、「幼児安全法」及び「健康生活支援講習」の各赤十字講習会を開催し、地域の人々への積極的な参加を求め、その普及に努める。

特に、心肺が停止した傷病者を救命するために必要な心肺蘇生法やA E D（自動体外式除細動器）を用いた除細動などの知識・技術については、多くの人々に正しく理解してもらえるよう、積極的に講習会を開催する。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティア活動については、患者さまのニーズにあった魅力ある活動の場を提供できるよう努める。

また、ボランティアとしての誇りと自覚を持った活動を行うために必要な研修を行うと

ともに、職員との交流会などにより院内の情報の共有に努め、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

疾病を契機に起こる療養上の様々な不安や心配ごと等に対し、心理的・社会的支援や社会保障制度、社会福祉制度、社会資源の紹介などの経済的相談支援を積極的に行い、早期の社会復帰の促進を図る。

また、各部門の連携を密にし、患者さまのニーズを早期に発見出来るよう努め、患者さまが療養上不利益にならないよう、充実した相談支援を実施する。

5 訪問看護ステーションの活動

平成22年4月より、新たに開設した訪問看護ステーションでは、「地域に根ざした訪問看護」の実践を目指し活動を行っていく。

また、患者さまの地域でのかかりつけ医やケアマネージャーとの連携を密にし、住み慣れたご自宅で納得のいく療養ができるよう支援を行う。

[用語解説]

* 1 「三次救急」

救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、県の医療計画において救急医療体制の体系的な整備が図られている。

三次救急は、心筋梗塞や脳卒中、多発外傷などの生命に危険が及ぶような重症・重篤な救急患者に対する医療であり、当院の役割はこれにあたる。

これに対し、一次救急（初期救急）は、入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急病診療所や、在宅当番医によって行われる。二次救急は、一次救急の後方医療として入院や手術を必要とする救急患者に対処するための医療であり、病院群輪番制により行われている。

* 2 「4疾病4（5）事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病と、救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急医療を含む）の5事業にかかる医療連携体制をいう。

千葉県では、平成20年4月からへき地医療を除く医療連携体制の構築を進めている。

* 3 「全県的地域医療連携パス」

地域医療連携パスは、クリニカルパスを進展させ、複数の医療機関（急性期の医療機関から回復期の医療機関）を経て自宅に戻るまでの「治療計画」である。

なお、千葉県で行う循環型地域医療連携システムでは、がん（胃、乳、肺、肝、大腸、子宮）、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の全9種類のクリニカルパスの利用促進を図っていくこととしている。

「クリニカルパス」

クリニカルパスは、入院中に受ける検査や手術、手術後のリハビリなどの治療の予定をわかりやすいイラストなどを使い表にまとめた「治療計画」である。

* 4 「DMAT」

災害派遣医療チーム“Disaster Medical Assistance Team”の略で「ディーマット」と発音する。

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

活動は、災害の急性期（概ね48時間以内）で、現場での超急性期医療、病院支援、広域医療搬送等が主な内容である。

第4 看護師の教育

看護に関する幅広い能力を備えた赤十字看護師として、保健医療活動をはじめ災害救護活動、国際救護活動など広く社会に貢献できる人材の育成をめざすとともに、赤十字運動の推進者となるよう、赤十字の理念に基づく教育を行っている。

1 成田赤十字看護専門学校の運営

(1) 教育方針

- 少数教育により、学生個人の特性を尊重した主体的な学習態度を養い、看護に関する幅広い能力と自ら問題解決していく能力を育成する。
- 緊急・災害時の看護にも対応できる知識・技術の習得をめざした授業科目構成や展開を内容とするカリキュラムでの教育を行う。また、国際救護活動にも対応できる看護師の育成を目的に、海外研修を支援し国際的視野の涵養を図る。
- 学生生活を通じて深い人間理解に基づく人を愛する心とボランティア精神を育む。
- 赤十字精神を理解し日常生活や看護の中で具現化することを学ぶ。

(2) 養成計画

1 学年30名を原則として平成23年度は以下のとおり養成する。

1 年生 30名 2 年生 36名 3 年生 40名 計106名

2 学生の修学支援

成田赤十字看護専門学校の学生が経済的に安定した環境のもとで修学できるよう、奨学金制度を設け、学校長の推薦に基づき運用する。

また、日本赤十字看護大学についても、県内高校卒業生の支部長推薦や希望学生に対し奨学金制度を設け、赤十字看護師の確保に努める。

第5 血液事業

血液事業の運営にあたっては「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」等の関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者としての責務である血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を行い、県民の信頼と期待に応える確実な事業の執行に努める。

平成23年度においては、県内で必要な血液は県内で確保することを目標に、県民の理解と協力のもと成分献血・400mL献血の一層の推進を図り、県・市町村及び献血推進団体等と連携した採血業務を的確に進める。

推進にあたっては、血液事業は県民の信頼のうえに成り立っている事業であることを念頭に、血液法、薬事法をはじめとした各種法令遵守について、教育訓練やインシデントレポートシステムの活用等を充実し徹底を図るとともに、安全管理体制及び危機管理体制に万全を期する。

また、赤十字職員としての意識及び資質向上を図るため、全社的な広報活動として取り組んでいる『もっとクロス！計画』を推進し、支部が主催する合同研修等への積極的な参加及び計画的な職員教育を行う。

今後の血液事業は、輸血用血液製剤の安全性確保への対応などに伴う費用の増加等により、引き続き厳しい財政運営が予測されることから、一層の効率的、合理的な事業運営に努める。

さらに、血液製剤の安全性の向上、技術レベルの均一化及び安定供給等に鑑み、平成22年3月東京都赤十字血液センターと製剤業務の集約に引き続き、平成23年度は、翌年度からはじまる血液事業広域事業運営体制の構築に向けた検討を行う。

1 供給計画

(1) 輸血用血液の供給

休日・夜間及び緊急時や遠隔地等への供給を含め、医療機関の需要に的確かつ迅速に対応できる供給体制の充実を図る。

また、献血血液の有効利用に配意し期限切れの減少に努める。

製 剤 名	供給計画単位数
全 血 製 剤	0 単位
赤 血 球 製 剤	294,600 単位
血 漿 製 剤	162,000 単位
血 小 板 製 剤	360,000 単位
合 計	816,600 単位

ア 的確な需給予測の策定

血液センター内に設置する需給計画委員会において、県内医療機関の需要動向を的確に把握し、在庫状況に合わせた採血計画の調整を行う。

また、医療機関に一層の適正使用の要請を行うとともに受注方法等の改善を図っていく。

イ 安全性の高い輸血用血液の供給

輸血用血液の安全性の確保については、品質管理体制及び血液安全委員会等の機能

を有効に活用し、的確な製造管理、品質管理の徹底に努める。

(2) 血漿分画製剤の供給促進及び原料血漿の確保

ア 血漿分画製剤の販売促進

血液法の基本理念に国内自給が規定されたことを踏まえ、血液製剤の国内自給の推進と原料血漿の有効利用に資するため平成23年度も販売活動の一層の強化に努める。

製 剤 名	供給計画本数
アルブミン製剤	15,856 本
グロブリン製剤等	4,037 本
血液凝固因子製剤	1,916 本
合 計	21,809 本

イ 原料血漿の確保

輸血に使用される血漿のほかに、アルブミン・グロブリン製剤及び血液凝固因子製剤等の血漿分画製剤用原料血漿の千葉県割当目標量の確保に努める。

原 料 名	確 保 目 標 量
血漿分画製剤用原料血漿	43,320L

2 採血計画

採血計画については、県・市町村及び献血推進団体等との連携のもと、供給計画と血漿分画製剤用原料の確保目標量に基づき、成分献血及び400mL献血を中心とした受入れを強化し、輸血用血液の安定供給ならびに血漿分画製剤用原料血漿の確保が図れる採血量の確保に努める。

献 血 種 別	採血予定人数
成 分 献 血	65,570 人
400 mL 献 血	145,590 人
200 mL 献 血	25,210 人
合 計	236,370 人

なお、献血者の確保については、若年層の献血推進、地域・職域等の集団献血及び複数回献血の推進を行うとともに、一時的あるいは季節的な輸血用血液不足にも十分対応できる献血受入体制の柔軟な対応を図るなど、需要に見合った血液の確保を行う。

また、献血会場においては献血者の安全を第一に確保し、採血副作用の防止に努める。

(1) 移動採血

血液センターが保有する移動採血車10台により、全血献血を中心に確保する。特に400mL献血率の向上と1稼動当たりの献血者数の増加に努める。

(2) 献血ルーム

県内6か所の献血ルームにおいては、成分献血を主体に血小板及び血漿を確保する。また、移動採血のみでは不足する全血献血の確保を行う。

このため、年間を通じたキャンペーンの実施や赤十字奉仕団、献血推進団体等との連携を密にし、特に平日における献血者の確保増を図る。

3 献血者登録制度の推進

輸血用血液を安定的に確保するため、献血登録者（血液センターが献血を要請する日にできる限り協力する意思があり、事前登録をした方）の増強を推進する。

献血者登録に関しては、特に血小板不足時における献血者の確保や赤血球製剤の安定確保を図るため、インターネットの活用や献血ルームでの勧誘を進め、献血者登録制度の一層の周知啓蒙を図る。

また、毎年複数回の献血協力を行う意思のある方々で構成する「複数回献血くらぶ」の拡充により、健康な献血者の安定的な確保に努める。

4 献血啓発活動

少子高齢化社会において、若年層はもとより広く県民へ向け献血への啓蒙を図るとともに、安定的に献血者を確保するためのキャンペーンや各種広報媒体の活用、若年者献血セミナー事業の充実等、積極的な広報活動の展開に努める。

また、県・市町村及び献血推進団体との連携の強化、ボランティアなどの積極的な育成と受け入れに努め、献血推進者の育成を幅広く図っていく。

5 医薬情報活動の推進

安全かつ適正な輸血医療の一層の普及と献血由来血漿分画製剤の国内自給達成に資するため、血液製剤及び輸血関連情報の伝達や提供、収集等、積極的な医薬情報活動に努め、また製造販売後の安全管理業務への適正な対応を図る。

このため、引き続き医薬情報担当者資格認定制度の未取得者解消に努める等医薬情報活動充実に向けた体制の整備に努める。

6 関連事業への協力

(1) 骨髄バンク事業への協力

骨髄提供希望者の登録受付、HLA検査及び検索業務等について一層の協力を努める。

このためより幅広い地域からの登録者受入れに向け、献血ルームのほか移動採血会場で登録申込を受け付ける献血並行型の登録会を実施し、骨髄提供希望者の増加に協力する。

(2) 自己血輸血への協力

医療機関からの自己血使用輸血血液の保存調整協力要請に対しては血液事業に携わる立場を踏まえ、実施要項及び手順書等に基づき引き続き適正に対応する。

第6 健康・安全のための知識と技術の普及

日本赤十字社では、「人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努める」という考えに基づき、救急法等5つの講習（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）の普及に取り組んでいる。

平成23年度は、これらの講習を、32,000人を対象目標に開催する。

1 市民ができる救命・応急処置の普及

「心肺蘇生法の習得者が人口の20%を占めると、救命率が高まる」と言われている。

そこで、赤十字奉仕団、地区分区、学校、企業等の協力を得て、救急法や幼児安全法の講習会（対象目標27,900人）を中心に開催し、市民に救命・応急処置を普及する。

- (1) 意識障害や呼吸停止、心肺停止などの直ちに手当てが必要な傷病者に対し、救急隊が到着するまでの間、適正な観察・判断のもと迅速な救急手当を行う知識・技術及び日常生活における事故防止とその手当ての方法を身につける救急法講習会を開催する。

また、こどもに起こりやすい事故とその手当て、発熱、けいれんなどの症状に対する家庭での看病の方法を身につける幼児安全法講習会を開催する。

ア 県民に身近な講習の開催のために

千葉県支部や成田赤十字病院での開催はもとより、地区分区事業としての取り組みや企業研修での採用などを積極的に呼びかけ、救急法や幼児安全法への理解とその重要性の認識を広め、地域での講習会が活発に開催されるよう努める。支部は、ボランティア指導員の派遣や必要な講習資機材の貸し出しを行う。

また、地域の子育て支援の一環として、赤十字奉仕団と協力して託児付き幼児安全法講習（パパとママのための救急法スクール）を開催し、子育て中の若い親が受講しやすい環境に配慮する。

イ 普及モデル地区による取り組み

救急法等普及モデル地区を設け、地区や地元奉仕団などとの協働により、救急法や幼児安全法の短期講習を集中的に開催し、救急法等に対する市民や企業・学校の関心を高め、その後の継続した取り組みに繋がる講習普及のモデル事業を構築する。

このことにより救命率を向上させるとともに、市民の助け合い風土を醸成し、安全・安心のまちづくりを目指す。また、その成果を県内各地域に広める。

- 自治会や町内会に呼びかけ、地域住民を対象に講習会を開催する。
- 小・中・高等学校に呼びかけ、教職員、保護者、児童生徒を対象に講習会を開催する。
- 企業に呼びかけ、従業員を対象に講習会を開催する。
- 市区町村施設と連携し、地域住民を対象とした講習会を開催する。
- 地域の赤十字奉仕団と協力し、モデル事業の推進に必要なボランティア指導員を養

成する。

○資機材を配備し、効果的に講習が実施できる環境を整える。

(2) 水の事故防止等のために

周囲を海に囲まれ自然水域の豊富な県土にある千葉県支部として、水の事故から自他の生命を守るため、泳ぎの基本、水の事故防止、溺者救助などの知識と技術を身につける水上安全法講習会（対象目標1,300人）を積極的に開催する。

ア 水上安全法救助員の養成

水辺での事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助及び応急手当など水に関わる活動中の安全を図るため、プールや海を会場に講習会を開催し、救助員の養成に努める。

イ 短期講習

水に親しみながら、着衣泳などを通し、身の回りにあるものを使った自己保全方法などを、主催者の要望に応じ開催する。

○学校の児童生徒への指導

また、雪上の事故から生命を守るための知識と技術を身につける雪上安全法については、県民のニーズを見定めながら、今後の実施形態を検討していく。（平成23年度は、資格継続研修のみ開催。）

2 すこやかな高齢期を迎えるための知識や技術の普及

高齢社会のニーズにあわせ、高齢者が寝たきりにならないための健康管理・健康増進、病気予防、介護・自立支援のための知識や技術を習得する健康生活支援講習会（対象目標3,300人）を開催する。

○高齢者の支援や介護・自立に向け役立つ知識・技術を身につける支援員の養成のほか、受講者のニーズに応じたプログラムでの短期講習会を開催する。

日本赤十字社5つの講習

救急法

日常生活における事故防止、手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、AEDを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術の習得。

水上安全法

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自分自身の安全確保、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などの知識と技術の習得。

○災害時高齢者生活支援講習

被災した高齢者の避難所生活を支援するための知恵や工夫、支援技術を内容とした講習会を高齢者自身や地域のボランティアを対象に開催する。

3 講習普及にかかる体制の整備・充実

各種講習について広く知らせるため、赤十字関係者をはじめ、メディア等に講習普及協力を依頼するとともに、実施の状況等について積極的に広報を展開する。

(1) 赤十字の講習会は、ボランティア指導員（赤十字奉仕団員）により推進されている。講習普及には、このボランティア指導員の養成と活動への参加・促進が不可欠であり、平成23年度もこの養成を計画的に進めるとともに、ボランティア指導員の協力のもとに指導体制の強化を図る。また、指導員の資質向上と指導力の強化に努める。

○救急法指導員養成講習 1回

○幼児安全法指導員養成講習 1回

(2) 講習資機材の整備

救急法等普及推進で必要となるAEDトレーナーなどの資機材の計画的な整備を行うとともに、地域で開催される講習会のため、貸し出しの利便性の向上を図る。

(3) 広報活動の充実

○支部ホームページによる広報、受講者募集

○関係機関へ案内パンフレットの配布

○市町村広報誌への掲載依頼

雪上安全法

雪の楽しさを知るとともに、スキー場などでの事故防止や、けが人の救助、応急手当の知識と技術の習得。

幼児安全法

こどもを大切に育てるために、こどもに起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当などの知識と技術の習得。

健康生活支援講習

誰もが迎える高齢期を、すこやかに迎えるために必要な健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術の習得。

4 救急法フェスタの開催

赤十字奉仕団はもとより、青少年赤十字採用校や講習会に取り組む企業団体など、子どもから大人までが一堂に会し、救急法普及、技術の習得・向上をめざす「救急法フェスタ」を開催する。救急法フェスタは、平成21年度は新型インフルエンザ流行のため中止、平成22年度は千葉国体開催のため休止となったことから、3年ぶりの開催となる。多くの参加が得られるよう、奉仕団や青少年赤十字関係者が主体となって参加から企画・運営にいたるまで準備を進めていく。

○平成23年11月 千葉市内で開催予定

5 イベント等における臨時救護

応急手当などの技術を有する奉仕団員の協力を得て、県内各地において開催される大会、競技会、祭典など、県や市町村及び各団体等主催者からの要請により救護員を派遣し、急病人、けが人の応急手当をおこなう臨時救護や健康相談等の援護事業を実施する。

〔平成23年度 救急法等講習計画〕

講習名	講習区分	回数	人数
救急法	基礎講習	133	4,000
	救急員養成講習	80	2,000
	短期講習	633	19,000
	資格継続研修	15	200
	小計	861	25,200
水上安全法	救助員養成講習Ⅰ	8	280
	救助員養成講習Ⅱ	2	60
	短期講習	9	920
	資格継続研修	4	80
	小計	23	1,340
雪上安全法	救助員養成講習Ⅰ		
	救助員養成講習Ⅱ		
	短期講習		
	資格継続研修	1	15
	小計	1	15
健康生活支援	支援員養成講習	13	195
	短期講習	86	3,100
	災害時高齢者健康生活支援講習	20	500
	資格継続研修	3	20
	小計	102	3,315
幼児安全法	支援員養成講習	12	240
	短期講習	120	2,400
	託児付き短期講習（パパ・ママ）	20	400
	資格継続研修	3	60
	小計	135	2,700
	合計	1,122	32,570

* 養成講習…各講習規定に基づく講習時間により実施。学科と実技の検定を行い、優秀な成績を修めた方には、認定証を発行。

* 短期講習…受講者のニーズに応じ養成講習のプログラムの一部を短時間（概ね2時間～3時間程度）で実施。

第7 赤十字奉仕団による活動

赤十字活動の推進役として大きな役割を担っている赤十字奉仕団は「赤十字奉仕団員の信条」をよりどころとして継続した活動を展開している。

千葉県支部には、市町村を単位に活動する地域奉仕団と、特定の階層や共通の技術を持つメンバー等で構成される青年奉仕団・安全奉仕団・看護奉仕団・語学奉仕団・病院ボランティア会・特殊救護奉仕団・安全水泳奉仕団・青少年赤十字賛助奉仕団があって、それぞれの特性を活かした奉仕活動を展開している。

平成23年度は、各奉仕団が進めてきた地域・市民のニーズに即した活動に引き続き取り組むとともに、「①防災・災害救護活動体制の充実・強化、②奉仕団の全国統一活動に位置付けられた献血推進活動の充実・強化、③学校と連携・協力した子どもを育む地域づくり」について特に力を入れていく。

また、活動の中心となるリーダーを増やし、奉仕団相互の連携を深め協働を進めるため、奉仕団の代表者で構成される奉仕団支部委員会を開催するとともに、青少年赤十字や地区分区との関係を一層強め、赤十字の基本理念である人道の体現の目指す活動を進めていく。

赤十字奉仕団員の信条

- 一、すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- 一、常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 一、身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

(赤十字奉仕団規則第2条)

1 防災・災害救護活動の体制の充実・強化

奉仕団が防災・災害救護活動に取り組む意義と役割、奉仕団に求められる活動分野を団員一人ひとりが理解し行動できるよう研修を実施し、また、全県規模や地域で行われる防災訓練に参加する。

更には、こころのケア研修に取り組むほか、赤十字防災ボランティアや地域の防災関係団体との顔の見える関係づくりにも努める。

2 献血推進活動の充実・強化

少子高齢化の中で10年後には輸血用血液が大幅に不足する事態が予想されるため、全国の奉仕団が統一活動に掲げる献血推進活動を一層強化する。献血バスや献血ルームでの協力、夏期・冬期特別献血の呼びかけに引き続き取り組むとともに、特に、若年層への献血思想の普及や献血を申し出ても低比重のために献血ができないという事例が多くあるということに着目し、赤十字ならではの取り組みを進める。

3 学校への支援活動の強化

地区分区と連携して地域における学校との関係を強化し、青少年を育む地域づくりに取り組む。また、学校教育への協力参加の機会を通して青少年赤十字の未採用校に採用を働きかける。

- 防災教育や福祉教育（シニア体験など）、救急法等講習への参加・協力
- 奉仕団の参加・協力を充実させるための技術指導者養成研修会の開催
- 地域での奉仕団と青少年赤十字の恒常的な連携づくり（地区連絡協議会）と学校行事への積極的な参加

4 地域の高齢者の生活支援や子育て支援活動

一人ひとりの団員が何らかの活動に参加できるように、地域や市民のニーズの把握に努め、高齢者の生活支援や子育て支援の活動を創意的に展開する。

- ひとり暮らし高齢者訪問支援活動や高齢者ふれあいサロン等の実施
- パパママ安全教室の開催
- 点訳・手話奉仕活動

5 健康で安全な生活を送るための活動

奉仕団員自らが、けがや急病により手当を必要とする傷病に適切な対応ができるよう救急法等の知識・技術を積極的に身に付けるとともに、指導員または補助者となって市民に広く普及するための活動に取り組む。

また、青年奉仕団では、全国の青年奉仕団の統一課題であるHIV・エイズ感染の予防活動に力を入れる。国内の感染者が依然として増え続ける深刻な事態を踏まえ、ピア・エデュケーションを普及させながら同世代への働きかけやキャンペーンに積極的に取り組む。

6 赤十字施設や他団体等の要請に基づく活動

赤十字施設における奉仕活動を行うとともに、他団体等からの奉仕活動の要請に対しても積極的に応える。

- 裁縫奉仕、赤十字新聞発送作業奉仕、チャリティーコイン選別作業奉仕等
- 成田赤十字病院での花壇の手入れ奉仕、衛生材料作業奉仕、患者慰問奉仕、外国人患者への通訳支援奉仕等
- 各種大会、競技会、イベント等での臨時救護活動
- 他団体からの要請に基づく外国人への通訳や翻訳奉仕活動

7 赤十字精神の普及と社資募集の取り組み

奉仕団の地域における活動は、多くの人々に赤十字の事業や活動を身近に知っていただくとともに、赤十字の基本理念である人道の精神を普及する機会でもある。奉仕団では、赤十字を広く紹介する場を創意工夫し展開する。また、社資募集の活動では、地域の商店・企業等を訪問して赤十字活動への協力を呼びかけ、意見・要望等を収集し奉仕団活動の参考にするほか、必要な事項については地区分区や支部事務局とも協議して対応を図る。

- 「一日赤十字」、ブロック単位での「赤十字のつどい」の開催
- 赤十字運動月間キャンペーン（5月、6月）の取り組み
- NHK海外たすけあいキャンペーン（12月）の取り組み
- 地元商店街や企業等への社資募集活動の展開
- 災害被災者への救援金、義援金の募集活動

8 研修会の開催

赤十字奉仕団員が赤十字についての基本的な知識を身につけ、やりがいを感じながら活動に参加できるようにすること、更には、活動の中核となるリーダーを計画的に増やしていくことを目的に、系統的な研修会を開催する。

研修会は、奉仕団員のスタッフによる企画と運営で行い、支部講師として養成された奉仕団員が講師となって進める。

また、本社及び第2ブロック主催によるリーダー研修等に積極的に参加する。

(1) 系統研修

ア 基礎研修会

赤十字奉仕団員としての基礎的な知識や技術を身につける研修として、地域奉仕団は一日赤十字等を活用して個別に計画する。特別奉仕団は合同で開催する。

イ 中級研修会

次代のリーダーを養成する場として、レッドクロス・ボランティアスクール（地域奉仕団対象）とリーダーシップ研修会（特別奉仕団対象）を実施する。

ウ 上級研修会（リーダー研修会）

地域奉仕団及び特別奉仕団合同で、リーダーとして活動している団員を対象に開催する。

エ リーダー・フォローアップ研修会

上級研修会を修了した団員を対象に、フォローアップの研修会を開催する。

(2) その他の研修

- 特別奉仕団については各奉仕団ごとのスキルアップ研修会を開催する。
- 支部指導講師研修会を定期的に開催する。

9 奉仕団活動の広報強化

ホームページや機関紙等を通じて、広く奉仕団の活動を知らせるとともに、奉仕団員一人ひとりが連帯感を持って活動に参加できるよう、情報の共有を図る。

また、奉仕団活動に新しい人々の参加を呼びかけていく。

- 支部ホームページへの奉仕団ホームページの掲載・充実
- 各奉仕団における機関紙の発行
- 地元紙やCATV、商店街タウン紙などへの情報提供（地域への効果的な活動紹介）

千葉県の赤十字奉仕団

1. 地域奉仕団

市町村単位で組織し「人道の精神」のもと、地域のニーズを探りより良い地域社会をめざす活動を展開。

2. 特別奉仕団

(1) 青年奉仕団

青年の若々しい情熱とたくましい力を発揮し、赤十字思想の普及と青年特有の課題の解決のための活動を実践。

(2) 特殊奉仕団

① 安全奉仕団

赤十字救急法等講習会のボランティア指導員として、講習普及に努める。

② 看護奉仕団

看護師資格者で構成し、看護・介助技術を生かし、健康相談や臨時救護活動に従事。

③ 語学奉仕団

語学力を生かし、通訳や翻訳活動で在日外国人の命と健康、尊厳を守る活動に奮闘。

④ 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動を推進。

⑤ 特殊救護奉仕団

無線通信等の特殊技術と併せ持つ救急法の技術を活かし有事の際の情報収集・伝達等機動的な救護活動を展開。

⑥ 安全水泳奉仕団

水の事故から生命を守るための知識や技術等の普及に奮闘。

⑦ 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字の元指導者（教師）で構成し、青少年赤十字指導者協議会と連携協力して青少年赤十字活動を普及推進。

第8 青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中で”気づき、考え、実行する”（青少年赤十字の態度目標）を身につけ成長することを目指し、各学校を単位として学校内や地域において様々な実践活動を展開している。

平成23年度は、青少年赤十字の3つの実践目標である「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の具体的な活動を通して、青少年赤十字メンバー（児童・生徒）と指導者（教師）が学びや実践の充実感・満足感を高められるよう、以下の活動を展開するとともに、活動の低迷している採用校へのサポートに努める。

また、赤十字奉仕団や地区分区、教育委員会の協力を得ながら、幼稚園・保育園から高校に至る未採用校に対して、青少年赤十字の意義と魅力を知らせ、採用を勧める。

青少年赤十字の3つの実践目標

- (1) 健康・安全……………生命と健康を大切にする。
- (2) 奉 仕……………社会や人のために尽くす責任を自覚し、実行する。
- (3) 国際理解・親善……………広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

青少年赤十字の態度目標

- (1) 「気づき」……………注意深い生活を心がける習慣を養う。
- (2) 「考え」……………社会の問題やニーズに気づき、その原因と解決のための道筋や方法を考える。
- (3) 「実行する」……………問題解決のために具体的な活動を実行する。

1 成長の節目となる宿泊研修の充実

(1) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催

青少年赤十字活動のリーダーとして必要な知識や技術等を宿泊での集団生活を通して集中的に学び、学校内や日常生活で自主自律したリーダーとして活動できる児童・生徒を養成することをねらいとして各地区・各校種毎に開催する。青少年赤十字地区指導者（教師）協議会が赤十字奉仕団の協力を得て企画、運営する。

研修は、号令も合図もなく、気づきと問題解決の思考実践を身につける場であり、児童・生徒の成長の節目であるのみならず、指導者とともに成長できる場として充実させる。

○小・中学生対象リーダーシップ・トレーニング・センター（7月～8月：11地区）

○高校生対象リーダーシップ・トレーニング・センター (7月～8月：5地区)

(2) 青少年赤十字スタディー・センターの開催

リーダーシップ・トレーニング・センター参加者の代表を対象に、小・中・高校生を同一会場で同時に開催し、校種を超えたメンバーの交流の機会とする。企画、運営はそれぞれの校種の指導者があたり、メンバーにとってはリーダーとしての更なる成長の場となり、指導者にとっては日頃の教育実践の振り返りや交流の機会となるよう充実させる。

(3泊4日、12月)

2 活動の交流・交歓の場となる「千葉県青少年赤十字のつどい」の開催

青少年赤十字採用校の活動を促進し、全県的な交流・交歓の場として、メンバーと指導者が一堂に会する「千葉県青少年赤十字のつどい」を開催する。つどいでは、国際交流派遣報告のほか、青少年赤十字の3つの実践目標に沿ってプログラムを企画し、青少年赤十字の連帯感を醸成する。

3 救急法を活用した実践目標「健康・安全」の具体的実践

指導者を対象とする救急法講習会や健康安全プログラム研修会を開催して知識・技術を習得してもらい、各学校で奉仕団の協力を得ながら救急法や健康安全プログラムを推進し、児童・生徒の「健康・安全」活動の具体的実践を進める。

また、この取り組みを踏まえて、「千葉県青少年赤十字のつどい」のプログラムに救急法コンテストを折り込み、日頃の技術習得と研鑽の成果を確認するとともに、技術の向上、普及・啓発の機会とする。

4 実践目標「国際理解・親善」への取り組み

海外の青少年赤十字（赤新月）メンバーと交流し、広く世界の青少年を知り、互いに助け合う精神を養い、国際性豊かな青少年の育成に努める。

また、多くの青少年赤十字メンバーから寄せられた一円玉募金を活用して、支援を必要とする海外メンバーのための教育等支援事業に参加する。

(1) 国際交流派遣事業（バングラデシュ人民共和国）

平成23年度は、平成22年度に引き続きバングラデシュ赤新月社のメンバーとの交流のため、中学生・高校生メンバーを派遣する。

○派遣メンバー：8名（中学生4名、高校生4名）

(2) 一円玉募金による国際支援活動

広く世界に目を向ける取り組みとして、一円玉募金を青少年赤十字メンバーに呼びかけるとともに、その活用や支援先の現状を伝え、学びの機会とする。なお、一円玉募金は主

に教育等支援事業として、バングラデシュ・モンゴル・ネパールの3か国に贈り、児童・生徒の学用品や文房具に充てられる。

5 指導者の指導力の向上と確信を深める取り組み

青少年赤十字活動の推進に重要な役割を担う指導者（教師）を対象に、学級経営と青少年赤十字を活用した教育実践等をテーマとした研修・交流の場をもち、指導力の向上と活動への確信を深める。

また、平成23年度は、青少年赤十字の豊富な教育実践を有する指導者（OBを含め）による実践的セミナーを開催し、未採用校を含め、学校現場での問題に直面している若い教師等に、赤十字が教育にどう向き合ってきたかを伝える取り組みを新たに行う。

(1) 指導者のための研修会

○青少年赤十字採用校校長会（指導責任者会）総会並びに研修会（4月）

○青少年赤十字指導主任者（顧問）研修会（5月）

○青少年赤十字校長・副校長・教頭対象研修会（5月）

○青少年赤十字地区指導者協議会長研修会（5月）

○青少年赤十字指導者研修会（8月）

（未採用校にも参加を呼びかけ、2泊3日のグループワーク中心の実践的研修）

○青少年赤十字指導経験者研修会（12月）

(2) 教師（指導者）のための赤十字セミナー（6月）

<テーマ例>

○学級経営に役立つ赤十字セミナー

○子どもの力を引き出す赤十字セミナー

○気づき、考え、実行する子どもを育てる実践教育の赤十字セミナー

○思いやりの心を育む赤十字セミナー

6 豊かな体験の場となる学習と交流

青少年赤十字メンバー（児童・生徒）に、職場の見学・体験や他県の青少年赤十字メンバーとの交流、赤十字関係史跡の探訪など、幅広い学習と交流の場を提供し、見識を深め、視野を広げる機会とする。

(1) 赤十字施設での職場の見学・体験

中学生を中心とするキャリア教育の一環として、赤十字施設での職場の見学や体験を計画し、赤十字の仕事や赤十字施設で働く意味について学習する。

○日本赤十字社千葉県支部（赤十字活動についての学習、ボランティア体験）

○義肢製作所（義手・義足などの製作方法の見学、装着体験、障害者理解）

○成田赤十字病院（院内の見学や災害救護についての学習）

○血液センター（献血ルームの見学と献血呼びかけ業務体験、献血の意義についての学習）

(2) 国際人道法の学習

長編アニメ「ジュノー」の上映に取り組み、保護者等市民にも呼びかけ、国際人道法に触れてもらい、核兵器をなくし平和な世界を希求する担い手となるよう促す。また、その根底となる「人としての尊厳」を大切にする人道の心を育てていく。

国際人道法とは

国際人道法とは、ジュネーブ諸条約（4つの条約と3つの追加議定書等）を中心とした武力紛争時の傷病者、民間人（文民）、捕虜などの人道的取り扱いを規定した諸条約、法規、国際慣習を総称したものです。日本はジュネーブ条約の締約国です。

(3) 国内交流派遣事業

ア 小学生交流事業（佐賀県・熊本県）

日本赤十字社の発祥の地である佐賀県及び熊本県を訪ね、その歴史と原点を知るとともに、両県の青少年赤十字メンバーとの交流を行う。

○派遣メンバー 8名（小学生）

イ 中・高校生交流事業（福井県）

「人道の港」として日本赤十字社の歴史に刻まれている福井県を訪ね、赤十字の人道活動に対する理解を深めるとともに、同県の同世代の青少年赤十字メンバーとの交流を行う。

○派遣メンバー 8名（中学生4名、高校生4名）

7 赤十字奉仕団・地区区分との連携・協力による活動の充実・発展

赤十字奉仕団や地区区分等の協力による地域連携を強化するとともに、研究推進校を指定して青少年赤十字活動の一層の充実発展を図る。

(1) 赤十字奉仕団との連携

地域奉仕団をはじめ各奉仕団の協力を得て「総合的な学習の時間」等での教育実践を充実させる。

○ 福祉学習における技術指導（車椅子介助、点字、手話等）

○ 救急法等の指導（救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法等）

○ 防災活動の学習（非常食の炊き出し体験、地域の防災活動等）

(2) 奉仕団・青少年赤十字連絡協議会の開催

青少年赤十字地区指導者協議会（小・中学校11地区）を単位とし、地区トレーニングセンター等の打合せの場を発展させ、地元奉仕団や地区区分に呼びかけ、連絡協議会

を設け、恒常的な連携・協力のための場づくりを進める。

(3) 青少年赤十字研究推進校の指定

青少年赤十字活動のモデル校として、校種（小・中・高校）別に2か年の期間で研究推進校を指定する。モデル校の活動実践は研究発表を通し普及させるとともに、未採用校への効果的な啓発素材としても活用する。平成23年度は新たな中学校を指定する。

8 青少年赤十字の広報と加盟の呼びかけ

(1) 青少年赤十字活動の広報強化

ア 支部ホームページに掲載されている青少年赤十字ホームページの更新充実を図る。

イ 活動を紹介する機関紙やJRCニュース、ポスターなどを活用して、地区分区や教育委員会の協力を得て情報を発信する。

(2) 青少年赤十字の加盟促進

ア 加盟推進委員による学校訪問

加盟推進委員（青少年赤十字賛助奉仕団員等）を委嘱し、未採用校を訪問して加盟の働きかけを行う。

イ 赤十字奉仕団による加盟の呼びかけ

赤十字奉仕団による体験学習への参加・協力を通じて加盟の働きかけを行う。

ウ 青少年赤十字採用校からのアプローチ

青少年赤十字採用校が未採用校へ加盟の働きかけを行う。

エ 地区分区や教育委員会の協力を得た取り組み

地区分区や市町村教育委員会の協力を得て、青少年赤十字のリーフレットや加盟促進用ポスターを配布し加盟を勧める。

第9 義肢製作所の運営

社会環境の変化、医療の進歩などにより義肢・装具の需要にも変化が見られ、ニーズも多様化してきている。このような状況を踏まえて義肢製作所は、障がいのある方々に対してより質の高いサービスを提供し、障がいによる日常生活の不便を軽減し”苦痛を和らげる”ための活動を展開する。

1 品質と生産性の向上

義肢・装具の機能向上と軽量化に取り組み、利用者に最適な補装具を迅速に提供する。また、アフターサービスとメンテナンスに重点を置いた製作・修理の強化を図る。

さらに、赤十字としてより質の高いサービスを提供するため、製作の効率化、経費の削減、製作日数の短縮等により生産性の向上に努め、利用される方々に安心され、信頼されるよう取り組む。

2 赤十字ならではのサービス活動

高齢化等で来所困難な方が増え、訪問を希望される方が増加している現状を踏まえ、施設や自宅等への訪問相談を積極的に行い、障がいのある方の立場に立ったきめ細かな対応に心がける。

また、千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談に参加し、遠隔地の方々の利便を図る。

3 技術の向上

義肢装具士は、常に技術の研鑽と知識の向上に努める。そのため職員一人ひとりの技量に応じた研修計画を立て、業界各社の協力を得て視察・研修等により技術の練磨に努めるとともに、業界情報を敏感に察知して最新の知識・技術の収集・習得に努める。

4 営業・普及

新規の顧客を獲得するため、職員の製品説明能力を高めるとともに、インフォームドコンセントや適合の徹底により顧客との信頼関係を構築し、再度の利用につなげる。

また、パンフレットの活用やホームページの充実により、市町村の障がい者支援担当課や医療機関等の中間顧客からの認知度を高め、受注につなげる。さらに、年間受注計画を立てながら、顧客のターゲットを明確にして営業・普及に努める。

5 見学者や体験学習の積極的な受け入れ

見学者や中学生の体験学習を積極的に受け入れ、紹介DVDの制作・活用や義肢製作所の活動を通し赤十字事業への理解を深め、併せて障がい者への理解を広げる人権教育の場として活用してもらおう。

第10 赤十字精神と社旨の普及

赤十字の事業・活動の充実・進展を期するうえで、継続的な支持基盤となる社員の増強と活動の財源としての社資の確保は、最も基本的かつ重要な課題である。

より多くの県民から赤十字精神の共感と赤十字活動への理解を得られるように、平成23年度は、「赤十字がその使命を達成するために、千葉県支部ではどのような目的で、どのような事業を実施し、どのような成果を上げようとするか」について、具体的に分かり易く県民に伝わるよう特に留意する。社員増強・社資募集の取組は、運動月間などキャンペーンの期間に集中して取り組むほか、年間を通して新たな寄附者の獲得に努め、丁寧なフィードバックを心がける。

更には、企業のCSR（社会貢献）活動の受け皿となれるよう、赤十字との協働事業メニューを提示し働きかける。企業との協働は活動資金に限らない赤十字への参加協力の多様なあり方を呼びかける。

1 赤十字キャンペーン等を通じた広報

(1) 運動月間における広報活動

5月・6月の「赤十字運動月間」、12月の「NHK海外たすけあい」キャンペーンには、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字思想及び赤十字活動のキャンペーンを展開する。この期間は、広く県民に赤十字をアピールする絶好の機会であり、広報効果も期待できるため積極的かつ創意工夫を凝らした広報に取り組み、赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげるよう努める。

特に、平成23年11月にはNHK千葉放送局が支部隣接地に移転することが予定されており、より一層の緊密な連携が期待されるので、12月の「海外たすけあい」キャンペーンではその実施内容を同放送局と十分協議し、効果的な広報が展開できるように努める。

(2) 企業等との協働による広報

ア 千葉ロッテマリーンズとの協働により、千葉マリスタジアムの来場者に向けて赤十字活動のアピール（5月のデイゲームの1日を赤十字応援デーとして展開）

イ 私鉄・JRの協力による月間ポスターの掲出や車内吊り月間ポスターの掲出

ウ 地域電波を活用した若者層から高齢者層への運動月間の周知

エ 新聞広告による県民への運動月間の周知

オ 各所の大型ビジョンの利用

(3) 地元メディアの活用による地域に密着した広報

地区区分や地域奉仕団が主体となり赤十字運動月間を中心に、地元メディアや各地域の広報誌（ミニコミ誌）を活用して赤十字の事業や活動、社資の使途や成果を広報し理解を広める。

2 年間を通した広報・企画

(1) 報道機関等への積極的な情報提供

日本赤十字社及び千葉県支部の事業や活動を広く浸透させるうえで、報道媒体に取り上げられることは、赤十字支援の世論形成を図るうえで極めて効果的である。

また、報道機関等による取材活動と報道は、赤十字が行う事業や活動の第三者評価にもつながる。事業・活動の情報をタイムリーかつ広く提供することにより多数のパブリシティの確保に努める。

(2) 日本赤十字社千葉県支部赤十字セミナーの開催

多くの人々に赤十字をより身近に触れていただく機会として、日本赤十字社千葉県支部及び成田赤十字病院並びに千葉県赤十字血液センターが共同で、それぞれの事業や活動をテーマに「赤十字セミナー」を開催する。

(3) 長編アニメ「ジュノー」の上映を通じた国際人道法の周知普及

太平洋戦争末期の広島に原子爆弾が投下された直後、被爆した市民の救援活動に奔走した、赤十字国際委員会駐日主席代表のスイス人医師「マルセル・ジュノー」の生涯を描いた、長編アニメの上映運動に取り組み、赤十字の根底にある人道の精神や、国際人道法（ジュネーブ諸条約等）の意義と遵守の必要性を広く普及する。

そのため、平成22年度に「ジュノー」上映推進1年プロジェクト（平成22年12月～23年11月）」を企画し、地区区分、赤十字奉仕団、青少年赤十字採用学校をはじめとする小・中・高等学校での上映を呼びかけているが、この一層の推進に努める。

(4) 「ギャラリー糸杉」の充実と活用促進

赤十字の歴史や諸原則、ジュネーブ諸条約の意義・遵守の価値、日本赤十字社及び千葉県支部が行う活動を分かりやすく知っていただく場として「ギャラリー糸杉」を活用し、展示品を更新・充実させ、広く県民及び県内各学校に来館を呼びかける。また、NHK千葉放送局の隣地移転後は、同放送局と連携して見学者の誘致に努める。

(5) 広報媒体による年間を通した広報

日本赤十字社及び支部が保有・発行する広報媒体を活用して、赤十字事業・活動を支援者のもとより、広く県民に知っていただくための広報に努める。

ア 日本赤十字社千葉県支部ホームページの充実

全体階層やデザインを再構築し、タイムリーかつ魅力ある内容づくりに努め、更なる閲覧数の増加を図る。

イ 日本赤十字社機関紙（赤十字新聞）の協力者等への提供

寄付者や協力企業等に対し、赤十字新聞（日本赤十字社が毎月発行）を提供し、赤十字への関心と支援を継続していただくよう努める。

ウ 千葉県支部機関紙の発行

千葉県支部や地区区分、赤十字奉仕団が行う身近な事業や活動を具体的に伝える

媒体として、支部機関紙・ニュースを発行し、支援者、協力者、奉仕団・ボランティアに配布する。

○赤十字NOW（年4回定期発行）

○ニュースレター（随時）

3 赤十字社員（個人・法人）の募集

(1) 個人社員の募集

「赤十字運動月間」キャンペーンを中心に、地区分区において地域奉仕団、自治会・町内会、協賛委員などの協力を得て集中して取り組む。社員の募集にあたっては、社員制度の意義や社資の使途、実績について説明し、共感と支持を得ていくことが基本であり、このことに留意した広報資材を作成配布する。また、支部としても積極的に地域で開催される社資募集説明会に出席する。

ア 「一人ひとりが赤十字社員に！」の呼びかけのもとでの“ワンコイン「500円」社員”の拡大

イ 赤十字奉仕団による“ワンコイン「500円」社員”募集の働きかけ

ウ 企業、公共機関及び関係団体における職域社員の拡大

エ 身近に社員登録や寄付が出来る環境づくりと、新たな社資募集への取り組み

オ 救援金・義援金寄託者に対する社員加入の呼びかけ

(2) 法人社員の募集強化

地域奉仕団が中心となって地元企業や商店街を訪問し、協力を呼びかける。支部では全県規模の企業を訪問し、協力を働きかけるほか、ダイレクトメールによる依頼を行う。なお、県経済界において指導的役割を担っている経済7団体に協力を仰ぎ、法人社資募集の強化に努める。

（経済7団体への協力依頼）

○法人社資募集趣意書への後援名義掲載

○役員会や総会、セミナー等での説明機会の提供

○団体広報誌への募集広告の掲載

* 「経済7団体」

社団法人千葉県法人会連合会、千葉県中小企業団体中央会、

社団法人千葉県経済協議会、社団法人千葉県商工会議所連合会、

千葉県商工会連合会、千葉県経済同友会、社団法人千葉県経営者協会

（順不同）

4 企業との協働活動の取り組み強化

(1) 企業の社会（地域）貢献プログラムとの協働

近年、企業では社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会貢献活動に対して関心を持ち、経営戦略の一つに位置付けるところが規模の大小を問わず増えている。

赤十字が企業の社会貢献意欲の受け皿となれるよう、そのマッチングに視点を置いた赤十字と企業のパートナーシップの構築に努める。

ア 企業・団体のCSR活動についてのリサーチと積極的なアプローチ

イ 企業ニーズと赤十字使命のマッチングができる協働事業のメニューの提案（win-winへの考慮）

ウ 継続的な協働事業に向けた視点

エ マスメディアへの情報提供や支部ホームページでの協働事業の紹介

(2) 赤十字有功会の会員拡大

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会会員への加入を勧奨するとともに、講演会やチャリティ行事、会員相互の情報交換等の場を提供し、魅力ある有功会活動を通じて、仲間づくりに努める。また有功章受章前の高額寄付者に有功会準会員への加入を勧める。

日本赤十字社の「社員」と財源

日本赤十字社法(昭和27年制定)および同定款では、日本赤十字社は「社員をもって組織する」、「社員は社費として毎年500円以上を納入する。」とされています。

ここでいう「社員」とは、株式会社などの会社員という意味でなく、社団法人の社員または会員と同様のものです。

県民の皆様には、赤十字事業にご理解をいただいたうえで、活動資金（社資）の確保にご協力をお願いしております。

赤十字事業の趣旨を理解し、これを支持する人は老若男女を問わずだれでも「社員」になることができます。

日本赤十字社の主な財源は、社員が納める社費のほか、任意に寄せられる寄付金があり、これらを総称して「社資」と呼んでいます。

赤十字事業は、社資によって支えられています。

第11 地域における赤十字活動の推進

1 地域のニーズをくみ上げた地区分区の活動

地域における赤十字活動を充実させるため、地区分区、奉仕団及び青少年赤十字等が地域のニーズを的確にとらえ、それぞれの地域の実情に沿った活動が実施できるよう、地区分区交付金の積極的な活用を図る。

赤十字活動は、行政の手の届かない部分を補完し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりを目指すものであり、目に見える赤十字活動が実施されるよう、支部は地区分区交付金を活用した活動事例集を地区分区に提供するとともに、地区分区活動の事例等を収集・紹介し、地区分区が赤十字活動に取り組めるよう環境を整える。

併せて、地域のニーズに合致した活動の情報を積極的に報道機関等に提供することでパブリシティの確保に努める。

2 地区分区業務の円滑な推進と交付金の適正管理

(1) 支部は、地区分区が行う業務の状況を常に把握し、交付金が赤十字事業の趣旨に即して適正かつ効果的に執行されるよう、支援と連携を強める。

地区分区は、業務の自己点検を実施し、支部は、地区分区に出向き業務実査を行うが、併せて地区分区業務の実情や意見・要望を実地に把握する。

(2) 支部と地区分区との連絡体制の充実を図るため、また業務の確実な執行を期するため、次の会議及び研修会を開催する。

- 地区分区長会議 (4月)
- 新任事務委員研修会 (4月)
- 地区分区担当者AED講習会 (10月)
- 事務連絡会議 (平成24年2月)

第12 事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

1 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催する。

・地区選出評議員	50名		
・支部長選出評議員	10名	計	60名

(1) 平成23年6月

- ・平成22年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業報告並びに一般及び特別会計歳入歳出決算に関する件
- ・その他重要な業務に関する件
についての審議

(2) 平成24年2月

- ・平成24年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画（案）並びに一般及び特別会計歳入歳出予算（案）に関する件
- ・その他重要な業務に関する件
についての審議

2 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催する。

(1) 平成24年1月

- ・平成24年度事業計画（案）及び予算（案）についての意見聴取

支部参与 ・千葉県総務部長
・千葉県健康福祉部長
・千葉県教育長

3 職員研修会の実施

赤十字職員として共通して求められる赤十字及び赤十字事業に関する事項や、各階層に求められる職務上必要な事柄、業務遂行において有効なビジネス手法、その他赤十字職員としてあまねく求められる見識を習得し、県民の信頼に応え、赤十字事業を担える人材を育成することを目的に、3施設（支部、病院、血液センター）で次の研修を実施する。

なお、研修は支部独自に行うほか、スケールメリットを活かし近隣支部と共同で行う。

(1) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

- 新規採用職員研修 (4月)
- 一般職員研修（入社5年程度） (7月)
- 新任係長級職員研修 (7月 共同開催)
- 係長級職員研修 (当該職3年～5年) (7月)
- 新任課長級職員研修 (7月 共同開催)
- 課長級職員研修 (当該職3年～5年) (9月)

(2) テーマ別研修

特定の課題について専門的な研修を行い、ビジネススキルの向上を図ることを目的としたテーマ別研修を実施する。

平成23年度は、平成22年度に引き続きP.D.C.A及びコミュニケーションスキル向上をテーマとする。

(3) 専門研修

国際人道法等の専門的知識や救護員等の技術向上を目的とした専門研修を実施する。

(4) 施設間相互の研修

勤務する所属以外の3施設（支部、病院、センター）の業務を実体験することにより、赤十字事業全般への認識を広げ、職員としての帰属意識を高めることを目的に、赤十字トライアル研修を実施する。

第13 収支予算の概要

1 一般会計

平成23年度一般会計歳入歳出予算は、791,789千円で前年度比6.2%の減を計上した。

減額の主な要因は、社資収入の減収及び前年度繰越金の減少を見込んだことによるものである。

活動の主たる財源である社資収入は、国内の経済状況が依然として厳しい状況が続く中で全社的に減少傾向が続き、当支部においても例外ではない。地区分区や赤十字奉仕団、有功会会員との連携、協力、更には、新たな寄付者の獲得に鋭意取り組み、社資の増強を図ることは言を俟たないが、現実を直視した規模の予算編成を行うことが肝要であることから、近年の実績を踏まえ前年度に比して15,000千円の減額を見込んだものとした。

この限られた財源を活用し国際救援活動はもとより、予想される大規模災害への対応、救急法等講習会の展開、青少年赤十字やボランティア活動の推進、人道思想の普及など県民から寄せられる赤十字への期待と信頼に応える事業活動を展開するため、災害等資金積立金などの積立金支出の減額を図る一方で、事業活動費については、ほぼ前年度と同規模を確保するなど重点的かつ効果的な配分に留意し、歳出予算の編成に努めたところである。

平成23年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳 入

(単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第2款 支部収入				
第1項 社 資 収 入	670,000	685,000	97.8	
第2項 委 託 金 等 収 入	0	60	0.0	
第3項 補助金及び交付金収入	200	200	100.0	
第4項 繰 入 金 収 入	10,000	10,000	100.0	
第9項 雑 収 入	76,161	85,702	88.9	
第10項 前 年 度 繰 越 金	35,428	62,876	56.3	
合 計	791,789	843,838	93.8	

2 歳 出

(単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第2款 支部費				
第1項 災 害 救 護 事 業 費	82,832	82,192	100.8	
第2項 社 会 活 動 費	170,459	175,367	97.2	
第3項 国 際 活 動 費	11,310	11,323	99.9	
第4項 指定事業地方振興費	50,000	67,000	74.6	
第5項 地区分区交付金支出	86,310	98,200	87.9	
第6項 社 業 振 興 費	106,270	103,354	102.8	
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	2,990	5,189	57.6	
第10項 積 立 金 支 出	57,291	81,830	70.0	
第12項 総 務 管 理 費	122,529	116,915	104.8	
第13項 資産取得及び資産管理費	10,298	11,268	91.4	
第14項 本 社 送 納 金 支 出	88,500	88,200	100.3	
第15項 予 備 費	3,000	3,000	100.0	
合 計	791,789	843,838	93.8	

2 医療施設特別会計

平成23年度医療施設特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額18,070,213千円で前年度比8.6%の増、支出総額は18,238,208千円で4.3%の増であり、この結果、収支差引額は167,995千円の赤字を計上した。

収入予算については、総額の93.5%を占める医業収益を16,899,735千円、前年度比8.2%増と見込んだところである。

これは、内科医師の増員により地域医療連携の充実に努め、医療の質の向上と安全・安心な医療を提供しながら安定した病床利用率を確保すること。また、手術室の効率的な運用による高度医療手術の増加、DPCデータを用いた経営分析を行うことで入院診療収益の増収を見込んだものである。

支出予算については、総額の95.6%を占める医業費用を17,444,367千円、前年度比4.6%増を見込んだところである。

これは、入院患者の増加及び化学療法に使用する高額医薬品の採用に伴う材料費の増加、内科医師等の人材確保に伴い給与費の増加が見込まれることから、徹底したコスト意識で具体的な経費の削減などに努め、合理的かつ効率的な病院経営に取り組むことを目標として計上したものである。

次に、資本的収入及び支出予算は、総額で2,153,898千円を計上したが、その主な内容は医療情報システム導入整備に1,300,000千円、救急医療にかかる医療機器等の整備に313,246千円、A棟建設等にかかる借入金元金償還に267,374千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）、各種補助金及び借入金をもって賅うこととしている。

平成23年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 病院収益				
第1項 医業収益	16,899,735	15,625,743	108.2	
第2項 医業外収益	1,067,504	920,550	116.0	
第3項 医療社会事業収益	8,546	9,170	93.2	
第4項 付帯事業収益	94,428	85,725	110.2	
第5項 特別利益	0	0	0.0	
合 計	18,070,213	16,641,188	108.6	

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 病院費用				
第1項 医業費用	17,444,367	16,681,379	104.6	
第2項 医業外費用	399,969	420,164	95.2	
第3項 医療奉仕費用	165,931	169,170	98.1	
第4項 付帯事業費用	207,420	192,456	107.8	
第5項 特別損失	10,117	11,470	88.2	
第6項 法人税等	10,404	13,107	79.4	
第7項 予備費	0	0	0.0	
合 計	18,238,208	17,487,746	104.3	

収 支 差 引 額 △ 167,995 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 病院収入				
第1項 固定負債	1,500,815	174,938	857.9	
第3項 その他資本収入	653,083	457,164	142.9	
合 計	2,153,898	632,102	340.8	

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 病院費				
第1項 固定資産	1,844,096	345,998	533.0	
第2項 借入金等償還	309,802	286,104	108.3	
合 計	2,153,898	632,102	340.8	

3 予算の積算基礎となる患者数

科 目	平成23年度予算額	前 年 度	前年度比	備 考
入院患者数	年 間	225,090	215,300	104.5
	1日平均	615	590	104.2
外来患者数	年 間	306,000	305,360	100.2
	1日平均	1,254	1,257	99.8

3 血液事業特別会計

平成23年度血液事業特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額11,352,614千円で前年度比7.2%の増、支出総額は11,254,146千円で前年度比7.8%の増、収支差引額98,468千円を計上した。

収入については、総額の約98.3%を占める事業収入を11,157,157千円、前年度比7.1%の増加を見込んだところである。

支出については、効率的、合理的な事業運営を図ることに留意し、総額の約92.1%を占める事業費用は10,363,129千円、前年度比9.0%の増加を見込んだところである。

収入及び支出の増加は、血液製剤の供給増によるものである。

資本的収入及び支出予算は、千葉港出張所の駐車場取得に430,600千円、千葉県センター建物諸設備の更新に100,000千円、移動採血車等車両の更新に45,000千円、献血ルームの移転工事費等136,180千円、借入金の償還に39,996千円、合計751,776千円を計上した。

整備財源については、血液センター自己資金を充てることとしている。

平成23年度 血液事業特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益の収入及び支出 (収 入) (単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 血液事業収入				
第1項 事業収入	11,157,157	10,414,357	107.1	
第2項 事業外収入	88,083	84,629	104.1	
第3項 関連事業収入	4,044	3,950	102.4	
第4項 本支社勘定収入	103,330	89,137	115.9	
合 計	11,352,614	10,592,073	107.2	

(支 出) (単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 血液事業費用				
第1項 事業費用	10,363,129	9,509,778	109.0	
第2項 事業外費用	209,317	200,817	104.2	
第3項 関連事業費用	4,044	3,950	102.4	
第4項 本支社勘定費用	527,656	526,475	100.2	
第5項 予 備 費	150,000	200,000	75.0	
合 計	11,254,146	10,441,020	107.8	

収入支出差引額 98,468 千円

2 資本的収入及び支出 (収 入) (単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 血液事業収入				
第3項 その他収入	751,776	207,350	362.6	
合 計	751,776	207,350	362.6	

(支 出) (単位：千円・%)

科 目	平成23年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 血液事業支出				
第1項 固定資産支出	711,780	207,350	343.3	
第2項 借入金等償還	39,996	0	-	
合 計	751,776	207,350	362.6	

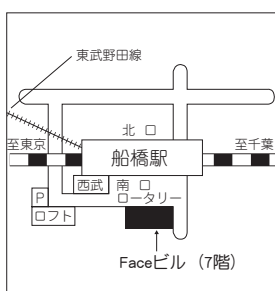
施設一覽

施設名	住所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7535 FAX 043-241-7586
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
成田赤十字看護専門学校	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-3000
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県赤十字血液センター千葉港出張所	〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813

県内献血ルーム

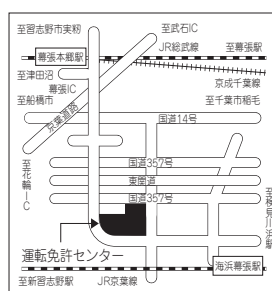
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町13-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



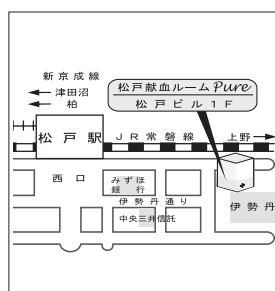
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許 センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日: 土曜日・祝日・年末年始



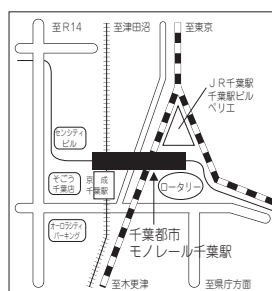
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



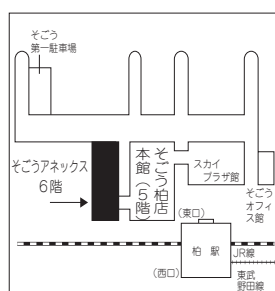
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

※京成千葉駅千葉そごう側改札口前
〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



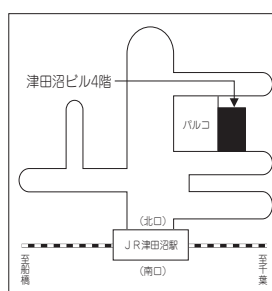
柏献血ルーム (そごうアネックス6階)

※本館エレベーターで5階の連絡通路
〒277-0005
柏市柏4-97 SKSビル
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼ビル4階)

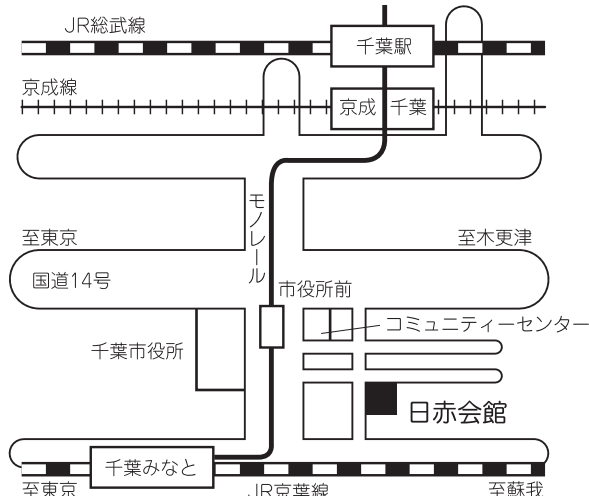
※入口の右側エレベーターで4階
〒275-0016
習志野市津田沼1-114
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後は17:00。但し、運転免許センター献血ルームの午後は15:30。

案内略図

1 千葉県赤十字会館

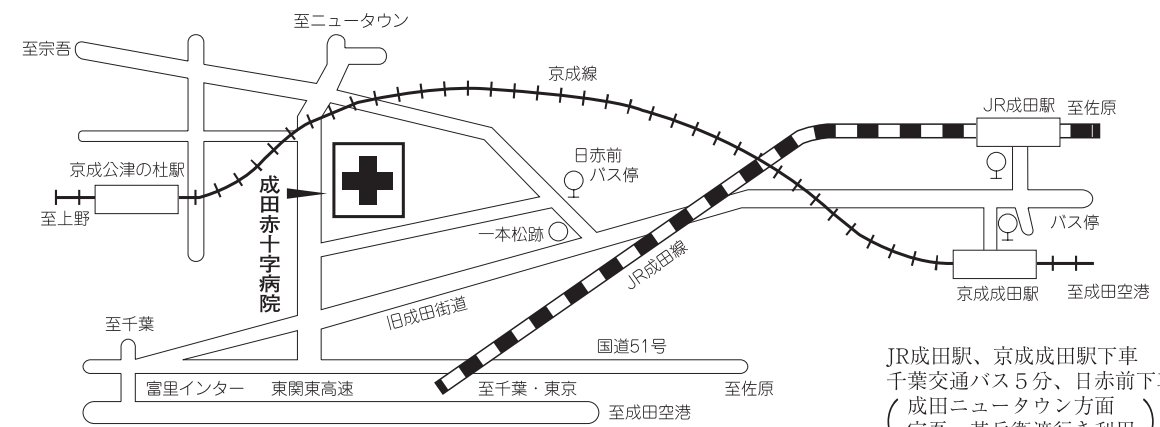


The map shows the location of the Chiba Red Cross Center (日赤会館) in Chiba City. It is situated near the Chiba Station (千葉駅) and the Chiba City Office (千葉市役所). The center is located on the Monorail line (モノレール) between the 'Shiyakusho-mae' (市役所前) and 'Chiba-minato' (千葉みなと) stations. The center is marked with a black square. Other nearby landmarks include the Community Center (コミュニティーセンター) and the Chiba City Office (千葉市役所). The map also shows major roads like National Route 14 (国道14号) and National Route 16 (国道16号), and various train lines including JR Total武線, Keisei Line (京成線), and JR Keiyo Line (JR京葉線).

- ・日本赤十字社千葉県支部
〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043-241-7531 (代)
FAX 043-248-6812
URL: <http://www.chiba.jrc.or.jp>
- ・千葉県赤十字血液センター 千葉港出張所
〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043-241-8331 (代)
FAX 043-241-8813

- 1 JR千葉駅よりモノレールをご利用の場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。
- 2 自動車ご使用の方で、駐車を必要とする場合は、各事務室にご連絡のうえ、「駐車票」を用い「専用駐車場」をご利用ください。
但し駐車可能台数に限りがございます。事前にご連絡をお願いいたします。

2 成田赤十字病院




The map shows the location of Narita Red Cross Hospital (成田赤十字病院) in Narita City. The hospital is marked with a cross and is located near the Keisei Line (京成線) and the JR Narita Line (JR成田線). The hospital is situated between the 'Keisei Narita' (京成成田) and 'JR Narita' (JR成田) stations. The map also shows the 'Keisei Narita' (京成成田) bus stop and the 'Keisei Narita' (京成成田) station. The hospital is located on the 'Keisei Narita' (京成成田) line. The map also shows the 'Keisei Narita' (京成成田) station and the 'Keisei Narita' (京成成田) bus stop. The hospital is located on the 'Keisei Narita' (京成成田) line. The map also shows the 'Keisei Narita' (京成成田) station and the 'Keisei Narita' (京成成田) bus stop.

〒286-8523 千葉県成田市飯田町90番地の1
TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
URL: <http://www.naritasekijyuji.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
千葉交通バス5分、日赤前下車
(成田ニュータウン方面
宗吾・甚兵衛渡行き利用)

京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター



The map shows the location of the Chiba Red Cross Blood Center (千葉県赤十字血液センター) in Funabashi City. The center is marked with a black square and is located near the 'Funabashi' (船橋) station. The center is situated on the 'Funabashi' (船橋) line. The map also shows the 'Funabashi' (船橋) station and the 'Funabashi' (船橋) bus stop. The center is located on the 'Funabashi' (船橋) line. The map also shows the 'Funabashi' (船橋) station and the 'Funabashi' (船橋) bus stop.

千葉県赤十字血液センター
所在地/〒274-0053
船橋市豊富町690
TEL 047-457-0711 (代)
FAX 047-457-7304
供給FAX 047-457-8397
URL: <http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

◆献血に関するお問い合わせは
TEL 047-457-0713 (業務課ダイヤルイン)

URL:<http://www.chiba.jrc.or.jp> E-mail:info@chiba.jrc.or.jp

この報告書は再生紙を使用しています。